

## 賃貸住宅における備付家電の買換え・省エネ補助金（FAQ）

Q 補助金を受けられる者の条件は？

A 賃貸住宅を所有している方となります。

Q 居住用以外の賃貸物件については、補助対象となるか？

A 対象となりません。

Q 他の補助制度との併用は可能か？

A 他の補助対象と重複する場合は対象となりません。ただし、対象となる部位や機器が異なる場合は、対象となる場合がありますので、事務局にお問い合わせください。

Q 対象となるエアコンの性能は？

A 省エネ法に基づくトップランナー制度における「統一省エネラベル」の省エネ性能が100%以上（2027年度目標）を満たしたエアコンになります。

Q 補助金の上限額は、エアコンの性能や種類で異なるのか？

A エアコンの性能等によって、増減することはありません。

Q 1住戸で複数のエアコンを省エネエアコンに更新しようと考えているが、複数台への補助は受けられるのか？

A 1住戸で、最大5万円（1／3）となりますので、台数×5万円（1／3）とはなりません。

Q 要件となっている省エネ部位ラベルとは何か？

A 分譲、賃貸問わず、住宅の市場流通の時に住宅の省エネ状況を表示するラベルです。

国土交通省において令和7年度から導入された制度で、設置されている設備（窓や省エネ設備など）の状況の見える化を行い、不動産流通の際に物件の省エネ性能の表示を行うものです。

Q 省エネ部位ラベルは、いつまでに表示する必要があるのか？

A 賃借人の転居のタイミングや、窓・給湯器の改修のタイミング等、省エネ部位ラベルの表示が可能な状況になりましたら、表示してください。

Q 相談や申請の窓口はどこか？

---

A 以下の団体（受託事業者）が窓口です。

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会京都支部

メール：[eco-kyoto@jpm.jp](mailto:eco-kyoto@jpm.jp) 電話：075-211-4774